

土壤汚染対策法改正

第 171 回国会において、「土壤汚染対策法の一部を改正する法律」(以下「改正法」)が成立しました。環境省ホームページに改正法の概要、条文、新旧条文の対照表が公開されています。

リンク(環境省HP): 土壤汚染対策法の一部改正について

<http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html>

改正法の概要(環境省 HP 参照)

1 土壤の汚染の状況の把握のための制度の拡充

- (1) 一定規模以上の土地であって土壤汚染のおそれのある土地の形質変更時における都道府県知事による土壤汚染の調査命令。
- (2) 自主調査において土壤汚染が判明した場合、土地の所有者等の申請に基づき、下記の「形質変更時要届出区域」または「要措置区域」として指定し、適切に管理。
- (3) 都道府県知事による土壤汚染に関する情報の収集、整理、保存及び提供等に関する努力義務。

2 規制対象区域の分類等による講ずべき措置の内容の明確化等

区域の分類化と必要な対策の明確化

- ① 土地の形質変更時に届出が必要な区域「形質変更時要届出区域」
 - ② 盛土、封じ込め等の対策が必要な区域「要措置区域」
- (※都道府県知事が必要な対策を指示。対策後は、解除又は①の区域に指定)

3 搬出土壤の適正処理の確保

- (1) 「形質変更時要届出区域」及び「要措置区域」の区域内の土壤の搬出の規制(事前届出、計画の変更命令、運搬基準・処理基準に違反した場合の措置命令【罰則担保】)
- (2) 搬出土壤に関する管理票の交付及び保存の義務
- (3) 搬出土壤の処理業についての許可制度の新設

4 その他

- (1) 指定調査機関の信頼性の向上(指定の更新等)
- (2) その他規定の整備
- (3) 施行期日(平成22年4月1日までの間において政令で定める日)